

錦町妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業
～ 対象者及び助成内容 ～

区分	対象者	上限回数※2	対象移動手段
出産時の 宿泊費	住所地(里帰りしている場合は、里帰り先の居住地。以下同じ。)から最も近い分娩取扱施設(妊婦の受入が可能な分娩取扱施設。以下同じ。)まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦。	14泊	
出産時の 交通費	住所地から最も近い分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦。※1	往復1回	・自家用車 ・公共交通機関 ・タクシー
	ハイリスク妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター(当該妊婦の受入が可能な周産期母子医療センターに限る。以下同じ。)まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦。※1		
妊婦健診 交通費	住所地から最も近い妊婦健診の実施が可能な産科医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦	往復 14 回	
	ハイリスク妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター等(当該妊婦に対し妊婦健診が実施可能な周産期母子医療センター等に限る。以下同じ。)まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦	往復 14 回	
	妊婦健診の実施が可能である産科医療機関等が概ね60分以内にある妊婦であっても、当該産科医療機関等が分娩を取り扱っていない場合において、妊娠後期(概ね妊娠32週頃)等に分娩を予定する分娩施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、住所地から最も近い分娩施設まで概ね60分以上の移動を要する妊婦	往復7回	
産婦健診 交通費	住所地から最も近い産婦健診の実施が可能な医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する産婦	往復2回	
乳幼児健 診交通費	住所地から最も近い乳幼児健診の実施が可能な医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する乳幼児及びその保護者	往復6回	・自家用車 ・公共交通機関
不妊治療 交通費	住所地から最も近い不妊治療実施施設(生殖補助医療管理料又は精巣内精子採取術の届出医療機関に限る。以下同じ。)まで概ね60分以上の移動時間を要する夫婦(事実婚含む。以下同じ。)で、保険適用対象となる「生殖補助医療」及び「男性不妊治療」が助成対象。	1 夫婦につき 往復 10 回 男性不妊治療 往復5回	
※1 交通費と併せて宿泊費の助成をする場合は、「最も近い分娩取扱施設・周産期母子医療センター」を「最も近い分娩取扱施設・周産期母子医療センター近隣の宿泊施設」と読み替えることとする。			
※2 交通費については、片道分のみの申請の場合も、往復1回分として取り扱うものとする。			